



三重県公報

令和4年5月13日 (金)

第 310 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
267	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
268	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師から指定の辞退の届出	(同)	2
269	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
270	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
271	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	5
272	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
273	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	5
274	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	6
公 告			
	令和4年度三重県登録販売者試験の実施	(薬務課)	6
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	9
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11
	同件	(同)	12
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	13
	同件	(同)	13
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	13
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	13

告 示

三重県告示第 267 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。
令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5	大森 あゆ美	肢体不自由 呼吸器機能障害
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	草深 智樹	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	辰巳 佳弘	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	服部 佳生	肢体不自由
南島メディカルセンター	度会郡南伊勢町槌柄浦 1-1	酒徳 光明	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
藤田医科大学 七栗記念病院	津市大鳥町 424 番地の 1	渡邊 克章	平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害

三重県告示第 268 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	村瀬 貴昭
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	山本 芳央
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	和田 守史

三重県告示第 269 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス小黑田店

松阪市小黒田字西沖 234 他

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 12 月 26 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,562 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	53 台	縦覧による
合 計	53 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40 m ²	縦覧による
合 計	40 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	10.8 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	5.4 m ³	縦覧による
合 計	16.2 m ³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合 計	2 箇所	

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

- 7 届出の日

令和 4 年 4 月 25 日

- 8 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年5月13日から同年9月13日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 270 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Aブロック）
津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1	辻田 泰徳

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1	織田 寛明

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	兼子 義之
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
株式会社宮脇カルチャースペース	香川県高松市朝日新町 15 番 11	宮脇 範次
稜有限会社	津市久居明神町 2374 番地	岡山 稜史

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
株式会社宮脇カルチャースペース	香川県高松市朝日新町 15 番 11	宮脇 範次
稜有限会社	津市久居明神町 2374 番地	岡山 稜史

3 変更年月日

- (1) 令和 4 年 4 月 1 日
- (2) 令和 4 年 3 月 1 日

4 変更理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更

5 届出の日

令和4年4月26日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年5月13日から同年9月13日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 271 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木曾岬弥富停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名郡木曾岬町大字富田子字五の割 400 番地先内	旧	8.2~11.3	38.9
	新	8.4~11.3	38.9

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 163 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市上阿波字川原口 1412 番 1 地先から 伊賀市上阿波字藪ノ内 4685 番地先まで	旧新	7.2~23.3	170.1
	新	16.6~20.2	193.6

三重県告示第 272 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大台ヶ原線	多気郡大台町檜原字宮平 569 番 1 地先から 多気郡大台町檜原字宮平 562 番 1 地先まで	令和 4 年 5 月 13 日

三重県告示第 273 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一見勝之

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
川上 2 地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

2 区域の所在地

度会郡度会町川上

3 区域の土地の表示

度会郡度会町川上字中ノ倉 440 番 1 の一部、440 番 2 の全部、442 番 1 の一部、442 番 2 の一部、443 番 1 の一部、443 番 2 の一部、443 番 3 の一部、445 番 1 の一部、445 番 2 の一部及び 445 番 3 の一部の土地、字筒淵垣外 446 番の一部、447 番 1 の一部、452 番の一部、453 番 1 の一部、455 番 1 の一部、472 番の一部及び 473 番の一部の土地並びに字カシ谷口 474 番 1 の全部、474 番 2 の一部及び 474 番 3 の一部の土地

三重県告示第 274 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	桑名支店多度出張所	桑名市多度町香取 389 番地の 4	桑名市中央町 3 丁目 36 番地（桑名支店内）	令和 4 年 5 月 23 日
	生桑支店あかつき台出張所	四日市市あかつき台 3 丁目 1 番地の 157	四日市市生桑町 124 番地の 3（生桑支店内）	

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項の規定による令和 4 年度三重県登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験日時

令和 4 年 9 月 7 日（水） 午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

2 試験会場

津市産業・スポーツセンター（メッセウイング・みえ）
津市北河路町 19-1

※ 試験会場に関するお問い合わせについては薬務課薬事班（059-224-2330）へお願いします。

3 試験内容

(1) 試験は多肢択一式による出題でマークシート方式

(2) 試験項目と問題数

前半（午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで）

医薬品に共通する特性と基本的な知識 20 問
主な医薬品とその作用 40 問

後半（午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

人体の働きと医薬品 20 問
薬事関係法規・制度 20 問
医薬品の適正使用・安全対策 20 問

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 登録販売者試験受験申請書 1 部

イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであって、縦 4.5 c m、横 3.5 c m のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

- (2) 受験申請書の提出先
県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）
 - (3) 受験申請書の受付期間
令和4年6月13日（月）から同月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします（ただし、正午から午後1時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。）。
 - (4) 受験手数料
15,000 円の三重県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。
なお、受験申請書提出後は返還しません。
- 5 合格発表
令和4年10月21日（金）午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。
また、当日中に三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。
なお、電話・メールによる照会には応じませんが、受験者全員に合格者受験番号一覧を郵送します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和4年5月13日

三重県知事 一 見 勝 之

井関土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）

退任理事

津市一志町井関 332 番地

中 西 一 夫

就任理事

津市一志町井関 398 番地

中 西 大 介

就任監事

津市一志町井関 831 番地

上 出 勝 則

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和4年5月13日

三重県知事 一 見 勝 之

其村土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）

退任理事

津市一志町其村 570 番地

山 口 正 美

〃 〃 〃 579 番地

松 岡 定 男

〃 須ヶ瀬町 1551 番地 1

杉 山 政 善

〃 一志町其村 563 番地

池 山 允 敏

〃 〃 高野 1964 番地 38

宮 本 政 春

〃 〃 其村 566 番地 5

松 岡 英 男

〃 〃 〃 538 番地

池 山 荘 太 郎

退任監事

津市一志町其村 597 番地

松 岡 伸 一

〃 須ヶ瀬町 1536 番地

宮 下 侑

就任理事

津市一志町其村 570 番地

山 口 正 美

〃 〃 〃 579 番地

松 岡 定 男

〃 須ヶ瀬町 1551 番地 1

杉 山 政 善

〃 一志町其村 563 番地

池 山 允 敏

〃 〃 高野 1964 番地 38

宮 本 政 春

〃 〃 其村 566 番地 5

松 岡 英 男

〃 〃 〃 538 番地

池 山 荘 太 郎

就任監事

津市一志町其村 597 番地	松岡伸一
〃 須ヶ瀬町 1536 番地	宮下 侖
〃 〃 1559 番地	佐藤幸宏

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

桜土地改良区（四日市市桜町 8502 番地）

退任理事

四日市市桜町 2610 番地	山中一平
〃 〃 38 番地	山北敬次
〃 〃 3061 番地 1	辻 修己
〃 〃 4557 番地	岡野博孝
〃 〃 899 番地 1	奥山博一
〃 〃 8495 番地	服部隆生
〃 〃 572 番地 1	佐野貴洋

退任監事

四日市市桜町 5312 番地	馬場光重
〃 〃 2510 番地	山原千明

就任理事

四日市市桜台 2 丁目 5 番地 113	長谷川勝則
〃 桜町 2610 番地	山中一平
〃 〃 4284 番地	川口靖洋
〃 〃 882 番地	山原一夫
〃 〃 959 番地	奥山邦典
〃 〃 562 番地 5	山本勇治

就任監事

四日市市桜町 5287 番地	山本有三
〃 〃 816 番地 2	多田昭夫
〃 智積町 911 番地	伊藤隆夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川左岸第一土地改良区（度会郡玉城町長更 141 番地）

退任理事

度会郡玉城町長更 426 番地	上村雅博
多気郡明和町有爾中 96 番地 1	中瀬富士男
度会郡玉城町世古 767 番地	大西邦生
〃 〃 玉川 174 番地	渡邊昌行
〃 〃 佐田 261 番地	森田和夫
〃 〃 妙法寺 484 番地	中浦健治

退任監事

度会郡玉城町佐田 1440 番地 1	竹林千秋
伊勢市上地町 2976 番地	森川正弘

就任理事

度会郡玉城町長更 442 番地 1	渡辺吉和
-------------------	------

多気郡明和町菘村 39 番地
 度会郡玉城町井倉 33 番地
 " " 玉川 595 番地 1
 " " 岩出 2065 番地
 " " 久保 96 番地

菅野 雅博
 西岡 美和
 見並 孝司
 池山 ふみ子
 森本 勝

就任監事

度会郡玉城町佐田 1440 番地 1
 多気郡多気町荒蒔 188 番地 1

竹林 千秋
 森 豊基

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）

退任理事

鈴鹿市庄野東一丁目 15 番 33 号
 " 岡田一丁目 20 番 7 号
 " 甲斐町 1137 番地
 " 野辺一丁目 18 番 9 号
 " 十宮一丁目 16 番 11 号
 " 須賀一丁目 3 番 22 号
 " 三日市一丁目 10 番 26 号
 " 地子町 793 番地
 " 東玉垣町 1020 番地
 " 土師町 550 番地
 " 矢橋一丁目 16 番 28 号
 " 北玉垣町 744 番地
 " 上箕田一丁目 20 番 23 号
 " 下箕田二丁目 8 番 24 号
 " 長太旭町二丁目 1 番 14 号
 " 一ノ宮町 1232 番地
 " 長太栄町三丁目 6 番 3 号
 " 高岡町 847 番地
 " 池田町 1469 番地
 " 神戸三丁目 20 番 9 号
 " 若松東一丁目 7 番 22 号
 " 若松北二丁目 6 番 19 号

須藤 善信
 伊藤 奉昭
 益川 征
 原田 貢
 岡田 秀樹
 松林 哲次
 山中 進
 大谷 茂男
 保古 洋
 瓜生 和郎
 矢田 俊介
 長谷 圓吉
 杉本 政紀
 一尾 吉人
 橋本 浩
 前田 信也
 小川 久一
 稲田 利幹
 坂倉 秀樹
 伊藤 雅良
 杉本 義昭
 間崎 孝至
 森田 正彌
 末松 則子

四日市市楠町南川 436 番地
 鈴鹿市西条三丁目 4 番 1 号

退任監事

鈴鹿市河田町 344 番地の 7
 " 柳町 762 番地
 " 高岡台四丁目 6 番 5 号

西川 光治
 七里 達之
 森 雅之

就任理事

鈴鹿市庄野東一丁目 15 番 33 号
 " 弓削一丁目 13 番 5 号
 " 甲斐町 1092 番地
 " 竹野二丁目 5 番 23 号
 " 河田町 344 番地の 7
 " 須賀一丁目 3 番 22 号

須藤 善信
 沢田 正寛
 北川 晴英
 鈴木 常明
 西川 光治
 松林 哲次

鈴鹿市三日市一丁目 10 番 26 号
 // 西条一丁目 12 番 26 号
 // 東玉垣町 1065 番地
 // 土師町 550 番地
 // 矢橋一丁目 16 番 28 号
 // 北玉垣町 713 番地の 3
 // 上箕田一丁目 20 番 23 号
 // 下箕田二丁目 17 番 19 号
 // 長太旭町四丁目 20 番 31 号
 // 一ノ宮町 612 番地
 // 長太栄町三丁目 5 番 40 号
 // 高岡町 847 番地
 // 池田町 1469 番地
 // 神戸六丁目 2 番 2 号
 // 若松東一丁目 2 番 32 号
 // 若松北二丁目 6 番 19 号
 四日市市楠町南川 452 番地
 鈴鹿市西条三丁目 4 番 1 号
 就任監事
 鈴鹿市十宮一丁目 16 番 11 号
 // 柳町 575 番地
 // 高岡台四丁目 6 番 5 号

山 中 進
 生 川 宗 敬
 和 田 康 男
 瓜 生 和 郎
 矢 田 俊 介
 西 嶋 將 美
 杉 本 政 紀
 一 尾 信 由
 田 中 雅 彦
 北 川 輝 久
 見 取 信 行
 稲 田 利 幹
 坂 倉 秀 樹
 椿 井 義 一
 岩 崎 利 明
 間 崎 孝 至
 中 川 照 水
 末 松 則 子
 岡 田 秀 樹
 加 藤 正 治
 森 雅 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

阿山町土地改良区（伊賀市川合 3455 番）

退任理事

伊賀市上友田 2985 番地
 // 東湯舟 2241 番地
 // 西湯舟 955 番地
 // // 2877 番地
 // 中友田 920 番地
 // 下友田 367 番地
 // 湯舟 2994 番地
 // 玉滝 6232 番地
 // // 3617 番地
 // // 3130 番地
 // // 1165 番地-1
 // 内保 632 番地
 // 槇山 2303 番地

城 克 己
 伊 室 春 利
 西 田 正 美
 吉 田 具 示
 森 本 勝 美
 城 太 郎
 小 倉 育 雄
 稲 森 義 隆
 藤 森 知 二
 吉 岡 康 夫
 山 本 繁
 保 田 政 次
 井 上 正 郎

退任監事

伊賀市上友田 1230 番地-2
 // 玉滝 3092 番地-1

栗 原 始
 川 波 慎 二

就任理事

伊賀市上友田 2985 番地
 // 東湯舟 2241 番地
 // 西湯舟 2877 番地
 // // 241 番地

城 克 己
 伊 室 春 利
 吉 田 具 示
 福 森 肇

伊賀市中友田 910 番地	中 井 利 晴
〃 下友田 367 番地	城 太 郎
〃 湯舟 2994 番地	小 倉 育 雄
〃 玉滝 4232 番地	森 岡 正 義
〃 〃 8202 番地	磯 矢 節 之
〃 〃 3543 番地-1	服 部 清 和
〃 〃 3285 番地	西 田 隆 男
〃 内保 770 番地	内 保 光 弘
〃 大谷 928 番地-1	前 出 和 雄
退任監事	
伊賀市上友田 1230 番地-2	栞 原 始
〃 玉滝 3617 番地	藤 森 知 二
〃 上村 187 番地	中 島 政 明

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

伊賀町土地改良区（伊賀市下柘植 728 番地）

退任理事

伊賀市柘植町 4644 番地	岡 島 茂 男
〃 〃 3530 番地 2	宮 脇 照 巳
〃 〃 6103 番地の 1	平 野 努
〃 〃 1776 番地 1	辻 本 健
〃 〃 505 番地	梅 川 泰 男
〃 〃 7607 番地	内 田 健 作
〃 〃 8914 番地の 1	杉 野 敏 隆
〃 野村 66 番地	森 嶋 晴 樹
〃 中柘植 180 番地の 2	佐 治 雅 紀
〃 上村 187 番地	中 島 政 明
〃 小杉 553 番地	松 山 芳 博
〃 〃 1578 番地	宮 田 勉
〃 愛田 879 番地	堂 山 隆 重
〃 下柘植 817 番地	中 野 典 和
〃 〃 2705 番	川 村 豊
〃 〃 954 番地	西 島 敏 光
〃 〃 614 番地	高 井 喜代治
〃 楯岡 494 番地	山 寄 慶 昭
〃 新堂 298 番地	中 川 澄
〃 御代 673 番地	前 澤 昭 彦
〃 柏野 1075 番地	田 中 康 俊
〃 西之澤 2455 番地 1	山 本 恵 史
〃 川西 67 番地	塚 脇 安 夫
〃 〃 1385 番地	居 附 安 彦
〃 川東 1836 番地 1	界 外 貞 男
〃 〃 1696 番地	丸 山 正 春
〃 山畑 1595 番地	北 村 忠 則
〃 〃 1597 番地	山 岡 耕 道
退任監事	
伊賀市上村 835 番地	山 岡 道 弘

伊賀市下柘植 598 番地の 1	高 井 貞 彦
" 西之澤 692 番地	池 町 安 雅
就任理事	
伊賀市柘植町 4723 番地 1	中 川 和 史
" " 3530 番地 2	宮 脇 照 巳
" " 6150 番地	平 野 和 久
" " 1776 番地 1	辻 本 健
" " 496 番地	岡 山 博 文
" " 7528 番地	山 本 敏 一
" " 8914 番地の 1	杉 野 敏 隆
" 野村 252 番地 2	安 岡 泰 志
" 中柘植 1130 番地	宮 田 素 行
" 下柘植 2711 番地	城 出 憲 一
" 小杉 413 番地	増 田 雅 己
" " 1808 番地	澤 井 邦 央
" 愛田 1080 番地	武 田 哲 郎
" 下柘植 4300 番地	谷 本 和 夫
" " 1798 番地	柘 植 高 司
" " 1997 番地	高 嶋 壽 康
" " 13 番地 1	高 井 泰 永
" 楯岡 449 番地	大 井 正 男
" 新堂 1285 番地	森 口 金 市
" 御代 659 番地	竹 内 博 之
" 柏野 269 番地	稲 森 孝 司
" 西之澤 698 番地	仲 敏
" 川西 1306 番地	金 谷 滝 男
" " 76 番地	塚 脇 道 久
" 川東 1836 番地 1	界 外 貞 男
" " 1696 番地	丸 山 正 春
" 山畑 1590 番地	亀 井 良 一
" " 1119 番地	谷 口 剛
就任監事	
伊賀市柘植町 7525 番地	内 田 明 良
" 楯岡 79 番地	山 本 善 弘
" 西之澤 440 番地	辻 本 義 樹
" 西湯舟 2877 番地	吉 田 具 示

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

青蓮寺用水土地改良区（伊賀市古山界外 691-2）	
退任理事	
名張市新田 96	百 生 尚 徳
伊賀市猪田 1425-2	中 森 知 治
退任監事	
伊賀市安場 447	森 口 好 美
就任理事	
名張市新田 1533	萩 森 尚
伊賀市猪田 1455	山 田 孝 志

就任監事

伊賀市安場 613

増田 秀司

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸 1 丁目 18 番 18 号）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、上野土地改良区（伊賀市平野山之下 380 番地 5）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一見勝之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測深）

2 作業期間

令和 4 年 4 月 22 日から令和 5 年 2 月 28 日まで

3 作業地域

桑名市大字東汰上、同市大字上之輪、同市大字上深谷部、同市大字今島、同市多度町肱江、同市多度町下野代、同市多度町中須、同市多度町南之郷、同市多度町大鳥居、同市多度町香取、同市多度町福永、同市多度町平古、同市多度町上之郷、同市長島町西外面、同市長島町千倉、同市長島町下坂手、同市長島町上坂手、同市長島町杉江及び同市長島町松之木

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 5 月 13 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 4 月 28 日	伊勢市小俣町相合 639-1 ほか 1 筆	伊勢市御薗町長屋 2147-4 株式会社さくら不動産 代表取締役 地崎 敬太
令和 4 年 4 月 28 日	三重郡川越町大字当新田字出口 148-1 ほか 1 筆	桑名市松ノ木 8 丁目 9-2 竹中 伸次

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 89

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>